住所　東京都江戸川区宇喜田町1358番地８
楊静　昭和44年11月19日生
住所　東京都渋谷区松濤２丁目12番11―901号
呉海燕　昭和59年11月16日生
住所　東京都板橋区大山金井町54番15―304号
陳勇　昭和48年４月24日生
王艶　昭和49年７月２日生
陳耀鑫　平成18年12月28日生
住所　川崎市中原区上小田中７丁目16番１―203号
蔡福花　昭和55年４月19日生
住所　東京都足立区島根１丁目１番13―204号
王懿非　昭和50年６月17日生
張瓊　昭和55年６月18日生
王琪文　平成20年９月22日生
王琪謙　平成22年４月15日生
住所　佐賀県鳥栖市藤木町2238番地18
安恩惠　昭和45年６月10日生
住所　千葉県船橋市本中山４丁目４番３―606号
賈梓璐　昭和54年４月21日生
賈星辰　平成20年３月７日生

○外務省告示第八十一号

平成二十三年三月二日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

平成二十三年三月十七日

外務大臣　松本　剛明

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　川口哲郎在コモロ大使

コモロ側　ファーミ・サイード・イブラヒム外務・協力大臣

○外務省告示第八十二号

スウェーデン王国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十三年一月十三日にベルギー王国政府に通告した。

平成二十三年三月十七日

外務大臣　松本　剛明

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にスウェーデン王国について効力を生ずる。

（平成二十三年二月十日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十三年三月十七日

外務大臣　松本　剛明

○厚生労働省告示第五十五号

技能審査認定規程（昭和四十八年労働省告示第五十四号）第一条第一項の規定により平成九年三月十八日付けで認定したCADトレース技能審査を実施する中央職業能力開発協会から、同規程第五条第二項の規定により事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同規程第十条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　変更前の認定法人等の事務所の所在地　東京都文京区

二　変更後の認定法人等の事務所の所在地　東京都新宿区

三　変更の時期　平成二十二年九月二十七日

○外務省告示第五十六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。

平成二十三年三月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可

特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可

特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録

特定被災区域内に居住地を有する者

児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給

特定被災区域内に居住地を有する者

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）

特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者

食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）

特定被災区域内に営業所を有する者

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）

特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付

特定被災区域内に居住地を有する者

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）

特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）

特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）

特定被災区域内に薬局を有する者

薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）

特定被災区域内に事務所を有する者

薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）

特定被災区域内に製造所を有する者

薬事法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定

特定被災区域内において外国製造業者の認定の申請をする者

薬事法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）

特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者